

公益財団法人日本バレーボール協会 2011 年度定時評議員会 議事録

1 日 時：2011 年 6 月 22 日(水) 14:00～15:45

2 会 場：日本青年館（東京・新宿区）

3 出席者：

評議員総数 20 名

出席評議員 15 名

梅野實、遠藤俊郎、河合信行、迫田義人、嶋岡健治、田村悦智子、成田明彦、
萩原秀雄、不老浩二、村井恒夫、柳橋武、山田道人、山根武、立木正夫、
永井多恵子

監事総数 3 名

出席監事 3 名

岡崎庄蔵、高橋治憲、大久保正明

理事総数 19 名

出席理事 11 名

代表理事

中野泰三郎

理事

岩満一臣、下山隆志、森田淳悟、豊原祥徳、羽牟裕一郎、竹内浩、
小島和行、木村憲治、五十嵐三夫、橋口陽一

4 議 長：成田明彦評議員

5 決議事項

第 1 号議案 評議員会議長選出の件

第 2 号議案 第 1 期計算書類の承認の件

第 3 号議案 理事及び監事の報酬等の支給総額に関する件

第 4 号議案 定款第 4 条第 1 項第 13 号の変更の件

第 5 号議案 評議員の報酬規程及び役員報酬規程に係る条文追加の件

6 議事の経過の要領及びその結果

評議員会の招集権者である代表理事より、評議員会の第 1 号議案を審議する仮議長選出を依頼。仮議長に成田評議員を選出。

議長が開会を宣し、本評議員会は定款第 24 条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。議事録記名押印評議員に迫田評議員、田村評議員を選出。

議事開始前に代表理事より、評議員会運営規程に基づく会議進行補助のため事務局職員の

同席、及び代表理事または担当理事に代わる事務局員による案件説明実施について議長の許可を受けたいとの発言があり、議長は事務局職員の同席と発言を承諾。

(1) 第1号議案 評議員会議長選出の件

仮議長は、定款第14条に定める評議員会議長の選出について以下の審議を経て、第1号議案「評議員会議長選出の件」について、成田明彦評議員を評議員会議長とすることの賛否を諮ったところ賛成14名、反対0名、棄権0名でこれを承認可決した。

議長より、評議員会議長の選出について理事会の提案を確認したが、理事会からの提案は無かった。

評議員からは成田明彦評議員を議長として推薦する意見があり、採決が行われた。採決に際し、「成田評議員は定款第25条の定めにより、特別利害関係評議員に該当すると考えられる」との説明がおこなわれ、全員一致で、成田評議員が特別利害関係評議員に該当することを確認。ついで、成田評議員は議決権の行使はないこととした。

(2) 第2号議案 第1期計算書類の承認の件

岩満理事より第1期(みなし事業年度)計算書類について以下のように説明がなされ、審議を経て、第2号議案「第1期の貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録」について諮ったところ、賛成15名、反対0名、棄権0名でこれを承認可決した。

財団法人日本バレーボール協会は、2011年2月1日をもって、公益財団法人日本バレーボール協会に移行した。法人移行は2008年12月に施行された公益法人制度改革に基づくものであり、従前の財団法人を解散し、新たに公益財団法人として設立登記をした。これに伴い、当期はみなし事業年度の制度により、2011年2月1日から3月31日までの2カ月間で決算等を行うこととなった。

当期の収入は、事業収入が1億8,119万円、その内容は入場料収入3,344万円、協賛金9,079万円などが主なものである。これらに補助金等859万円ほかを加えると、当期収入合計は1億9,917万円となる。

支出では、事業費が1億7,731万円、JOC選手強化委託事業費は426万円、スポーツ振興センター助成対象事業費は237万円、管理費は2,203万円になる。

これらをあわせた当期支出合計は2億598万円。

この結果、税引前正味財産減少額は681万円、これに法人税等729万円を計上した当期一般正味財産減少額は1,410万円となった。

なお、当期の正味財産減少額は14,105千円となったが、移行前の10カ月及び移行後の2カ月を合わせた年間合計では、経常収益2,485,103千円、経常費用2,457,526千円、税引前正味財産増加額(黒字額)は27,577千円となり、法人税、住民税及び事業税26,159千円計上後の正味財産増加額は1,418千円となった。

監査報告

続いて、岡崎監事より下記のように監査報告が行われた。

公益財団法人日本バレーボール協会の第1期（2011年2月1日～2011年3月31日）の下記の計算書類について監査したところ、適正かつ公正に処理されており、その内容が事実であることを認める。

- (1)貸借対照表及び正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (2)財産目録

また理事の業務執行状況について監査したところ、公益財団法人日本バレーボール協会定款第31条の職務を遂行していることを認める。

(3) 第3号議案 理事及び監事の報酬等の支給総額に関する件

岩満理事より理事及び監事の報酬総額について以下のように説明がなされ、審議を経て、第3号議案「理事及び監事の報酬等の支給総額に関する件」について諮ったところ、賛成15名、反対0名、棄権0名でこれを承認可決した。

定款第35条に基づき役員報酬等の総額について、これまでの前例等を参考に役員報酬規程に基づき試算すると、総額は27,060,000円となった。この報酬等総額についてご審議願いたい。

（役員報酬総額とは理事19名、監事3名、計22名に支給する報酬総額を表す。）

(4) 第4号議案 定款第4条第1項第13号の変更の件

五十嵐理事より定款第4条第1項第13号の変更について以下のように説明がなされ、第4号議案「定款第4条第1項第13号の変更の件」について諮ったところ、賛成15名、反対0名、棄権0名でこれを承認可決した。

本会の定款第4条第1項には、本会の目的を達成する事業について、第1号から第19号まで記載されている。その第13号に「財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会に対して、バレーボール界を代表して加盟すること」と記載されている。財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会は公益認定を受け、本年4月1日をもって公益財団法人に移行している。これに伴い本会の定款に記載された両法人の名称を変更したい。

変更後の定款第4条第1項第13号は以下のとおり。

- (13)公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会に対して、バレーボール界を代表して加盟すること

(5) 第 5 号議案 評議員会の報酬規程及び役員報酬規程に係る条文追加の件

五十嵐理事より評議員会の報酬規程及び役員報酬規程に係る条文追加について以下のよう説明がなされ、第 5 号議案「評議員会の報酬規程及び役員報酬規程に係る条文追加の件」について諮ったところ、出席評議員の賛成 15 名、反対 0 名、棄権 0 名でこれを承認可決した。

評議員の報酬規程と役員報酬規程の両規程は本年 2 月 1 日に施行されたが、この両規程に改廃に関する条文が欠落している。本規程の趣旨を考慮すると改廃に関する条文を追加することが望ましい。ついては本件についてご審議願いたい。

○評議員の報酬規程に追加する条文

(規程の改廃)

第 9 条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

○役員報酬規程に追加する条文

(規程の改廃)

第 13 条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

7 報告事項

(1) 第 1 期事業報告の件

岩満理事より 2011 年第 1 期事業報告の件について以下の報告があった。詳細については資料に記載の通り。

本会は、公益法人制度改革に伴う法人移行を 2 月 1 日に行い、公益財団法人日本バレーボール協会に生まれ変わった。

公益財団法人の第 1 期は、法令の定めにより年度途中から開始することになり、そのため 2 月 1 日から 3 月 31 日までの 2 カ月間の事業報告となる。

本会の諸事業は、例年 1 月までに一部事業を残しほぼ終了する。2～3 月は諸事業の成果確認及び次年度事業の準備等を行うが、当期は 3 月 11 日に発生した東日本大震災の対応に追われ、例年とは大きく違う状況となった。

大会運営の研修等を行う全国競技委員長研修会の急きょ取りやめ、さらには大会開催中止を余儀なくされるなど、その影響には計り知れないものがあった。

この結果、当期の経常費用は例年より少ない 205,990 千円となり、年間費用 2,457,526 千円の 8.4%を占める程度であった。

なお、当期の正味財産減少額（赤字額）は 14,105 千円となったが、移行前の 10 カ月及び移行後の 2 カ月を合わせた年間合計では、経常収益 2,485,103 千円、経常費用 2,457,

526 千円、税引前正味財産増加額（黒字額）は 27,577 千円となり、法人税、住民税及び事業税 26,159 千円計上後の正味財産増加額は 1,418 千円となった。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は午後 3 時 45 分閉会を宣し、解散した。